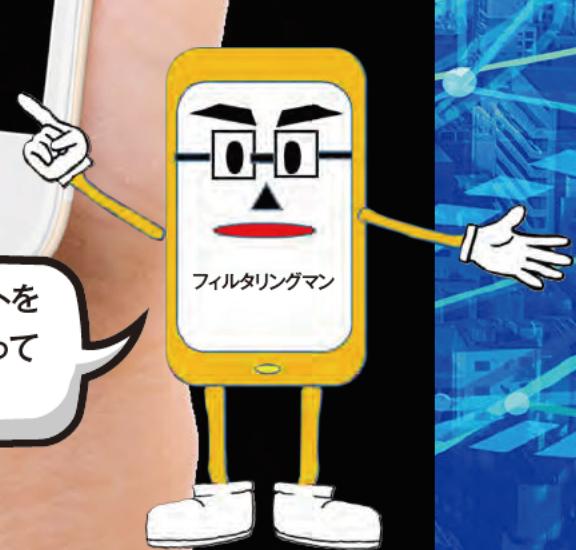


ネットの危険から

お子様を守るために

保護者が
知るべき
5つのこと

お子様が安心・安全にインターネットを使えるように保護者の皆さんに知って欲しいことがあります。



その1

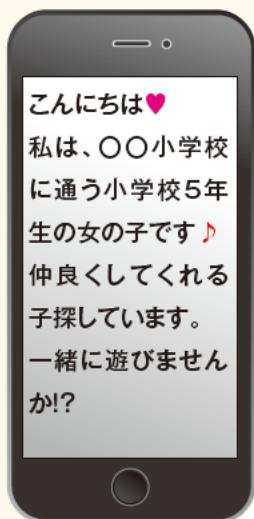
ネット社会の3つの注意点！！

①なりすましに注意を



顔が見えないインターネット上には、他人になりすまして、子どもたちに近づこうとする悪意を持った人がいます。

今度会ってみようかな！



②ネット上に掲載した情報は容易に削除することができません



名前
写真
生年月日
学校名



誘い出そうかな。
出会い系サイトに転載してやろうかな。

犯罪や危険にまきこまれないためにも、**個人情報**は絶対ネットに出さないことを家族で確認してください。
また、著作権のあるものは無断で使用できません。

※個人情報とは…特定の個人が識別できる情報

名前 住所 生年月日 顔写真 学校名
メールアドレス パスワード etc.

※自分のことはもちろん、家族・友達のことも書き込まないことが重要です。

③悪質な書き込みやメール送信者は特定されます



IPアドレス
ログ
送信履歴
etc.

いつ誰が書き込んだか
記録で分かる



ネット上に犯行予告を書き込むことで、鉄道が止まったり、学校が休校になったりした場合、「**威力業務妨害**」という犯罪になります。
子どもでも「いたずらだった」という言い訳は通用しません。

その2 ネットいじめから子どもを守るためにのルール

- ① 人の悪口は絶対に書き込まない
- ② 自分や家族・友達の個人情報を載せない
- ③ 何かあれば、学校や専門機関にすぐ相談する

ネットいじめ

メールや掲示板、コミュニティサイト等において、誹謗中傷したり、金銭の要求をしたり、無断で個人情報を流出させたりする、ネットを使つたいじめの事。



⚠️ いじめのメールや掲示板等での誹謗中傷等が**犯罪**になる可能性があります。

めいよきそんざい 名譽棄損罪	その内容が事実か否かに関係なく、公然と人の名誉を傷つける行為	3年以下の懲役。禁錮または50万円以下の罰金
侮辱罪	事実を示さなくても、公然と人を侮辱する行為	勾留または科料
脅迫罪	人の生命、自由等に対して害悪を告知する行為	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
威力業務妨害	威力を用いて人の業務を妨害する行為	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

悪質な誹謗中傷への対応

※誹謗中傷は学校関係機関に相談しサイト管理者に削除依頼をしてください。

- ① 該当サイトに記載された削除ルールに従う。
- ② 感情的にならず、ていねいな文面で削除依頼をする。
- ③ 書き込み画面の証拠を残す(印刷するか写真を撮る。)

件名 「削除願います。」

URL:<http://…>
スレッド:<http://…>
「○○掲示板」へのコメント
No***が個人への誹謗中傷にあたりますので、削除願います。

○誹謗中傷の削除状況について、学校や相談機関、警察と連絡を密にする。

- いじめの解決に向けた学校の方針を確認し協力する。
- いじめが拡大、再発していないか注意深く見守る。

※書き込みの内容等によっては、削除されない場合もあります。学校と連携して掲示板を継続的に観察し、子どもを見守りましょう。

直接、書き込んだ本人に削除依頼のコメントをすると、かえって反発を招き、さらに悪質な書き込みやいじめのメールが増える場合もあります。学校・相談機関・警察などに協力を依頼し対応してください。



その3

フィルタリングの活用

フィルタリングとは…?

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

現在は携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることが可能なものもあります。



青少年(18歳未満)が使用する携帯電話等には
フィルタリングの設定が
法律(青少年インターネット環境整備法)で
義務付けられています。



店側の義務



保護者の役割



①青少年確認(法第13条)

- 契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認する



②フィルタリング説明(法第14条)

- 青少年有害情報を閲覧する恐れ及びフィルタリングの必要性、内容を保護者または青少年に対し説明する



③フィルタリングソフトウェアやOSの設定(法第16条)

- 契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。



②フィルタリングの説明を受けましょう。



③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

既にお子様がスマートフォンを利用している場合

フィルタリングは名称が統一され、わかりやすく、簡単で便利に!すぐに活用してみましょう!

「あんしんフィルター」^{※1}はお子様の年齢や使い方、判断力に応じて、**4段階の中からフィルタリングレベル**を選ぶだけ。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、ON/OFFの切り替えも簡単にできます。
大人用のスマホをお子様に貸す場合、貸す時にON、大人が使用する際はOFFしておけば不便はありません。

《学齢別の制限ルール例》

小学生	中学生	高校生	高校生プラス
スマホを初めて使うお子様や操作に少し慣れたお子様向け	スマホの操作におおむね慣れたお子様向け	スマホ利用のルールやマナー、危険性を理解したお子様向け	SNS利用のルールやマナー、危険性を理解したお子様向け
			
〈制限カテゴリ例〉	〈制限カテゴリ例〉	〈制限カテゴリ例〉	〈制限カテゴリ例〉
ゲーム・動画・音楽	懸賞・成人娯楽	SNS・掲示板	SNS・掲示板
出会い系・アダルト	出会い系・アダルト	出会い系・アダルト	出会い系・アダルト

※1 平成29年3月より、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「あんしんフィルター」に統一されました。
フィルタリングサービスの詳細は各携帯電話事業者にお問い合わせください。

●三重県青少年健全育成条例 保護者の責務について●

三重県青少年健全育成条例の中で、**保護者に対する責務**として定められている項目があります。

●インターネット利用環境の整備(第18条の6)

保護者は青少年にインターネット上の有害な情報を閲覧、視聴等させないように努めましょう。

また、インターネットの利用に伴う危険性やインターネット利用に関するマナーなどについて教育に務め、健全な判断能力の育成を促しましょう。

●フィルタリングサービス不要申出に係る書面等の提出等(第18条の7)

青少年が使用する携帯電話にフィルタリングサービスを利用しない場合、携帯電話事業者(販売店)に正当な理由を記載した書面等を提出しなければなりません。

●青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の提出等(第18条の8)

青少年が使用する携帯電話にフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない場合、携帯電話事業者(販売店)に同措置を希望しない理由を記載した書面等を提出しなければなりません。

●携帯電話端末等の利用に関する責務(第18条の10)

保護者は、青少年の携帯電話の使用にあたって、そのインターネットの利用状況を適切に把握し、利用に関するルールを作るなど、適切な利用を確保するように努めなければなりません。

その4 「ケータイ依存」から子どもを守るポイント

① 家族のルールを作りましょう



② 友達とのルールづくりにアドバイスしましょう

③ 使用状況や契約内容を保護者が確認しましょう

約束づくりのポイント

- ・親子がお互いに要望を伝え合う。
- ・親子双方が納得した上でルールを決める。
- ・子どもたちは友達同士でそれぞれの家庭のルールを共有する。
- ・ルールを決めた後も、保護者がきちんと関心をもって見守る。



家族でケータイについて話し合い、一緒にルールを決めよう!

保護者の立場の意見

- 知らない人と会話やメールをしない
- 利用は1日30分以内にする
- 個人情報を出さないようにする
- 約束を守れなかつたら保護者が預かる



我が家の約束

- ◆何か困ったことがあれば必ず家族に相談する
- ◆夜10時以降は使用禁止
- ◆SNSは使っても良いが個人情報は載せない、悪口や噂話は書かない
- ◆年齢に合わせたフィルタリングをする



子の立場の意見

- SNSで友達とやり取りがしたい
- 好きな動画・音楽・ゲームを楽しみたい
- 連絡手段として常に使いたい
- スマホの中を見ないで欲しい

「ケータイ依存」とは…?

下の項目をチェックしてみよう!

- 自らの意志でネットやメール等をやめることができない
- ケータイ等を触ってないと不安になったり、イライラしたりする
- メール等をすぐ返信しないと「嫌われる」と不安になる
- 友達や家族と話すのが煩わしく感じるなど





わたしのスマホルール

- 使う場所は _____ にする。
- 使う時間は _____ : _____ までにする。
- 新しいアプリをインストールしたいときは **だれ?** _____ に相談する。
- お金がかかるものを利用するときは **だれ?** _____ に相談する。
- 勉強する時はスマホを **どこ?** _____ に置く。
- ネットの中で仲良くなった人とは直接会わない。
- 今、どこで何をしているかをネットにかかない。
- 自分の名前・学校名・住所をネットにかかない。
- 悪口や人の嫌がることをネットにかかない。
- 毎月 日にルールが守れているかを **だれ?** _____ と一緒に確認する。
- ルールが守れなかった場合、_____ とする。
- 困った事があったらすぐに **だれ?** _____ に相談する。
-
-
-

その5

こんな場面ありませんか？



親がスマホに夢中で、赤ちゃんの興味・関心を無視していませんか？
赤ちゃんの安心・安全に気配りしましょう。



スマホに子守させていませんか？
一緒に絵本を読んだり、親子が同じものに向き合って過ごすことは、親子が共に成長するために大切な時間です。



- 2歳まではテレビ・DVDの視聴を可能な限り控えましょう。乳幼児は視力が発達する重要な時期です。
- 授乳中、食事中のテレビ・DVDの視聴は控えましょう。授乳中は赤ちゃんの目を見て話しかけてあげることが大事です。
- 保護者と子どもと一緒に、メディアを上手に利用するための家庭のルールを作りましょう。



いざという時の相談窓口 保護者やお子様が困ったときに相談できます！

0120-0-78310

〈24時間子供SOSダイヤル〉(受付時間：24時間)

インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。

原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。

0800-200-2555

〈こども ほっと ダイヤル〉

心配なことや困ったことなどについて、子どもだけが相談できる電話相談窓口です。

(受付時間：12月29日から1月3日を除く午後1時から午後9時まで)

0120-41-7867

〈少年相談110番〉

少年の悩み事や困り事相談に応じています。また、少年に限らず保護者等からの相談も受け付けています。

三重県警察本部生活安全部少年課につながります。

(受付時間：9時～17時、土日休日、年末年始を除く)

188

〈消費者庁 消費者ホットライン〉

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、

専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

問い合わせ先

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2269

FAX 059-224-2270

Eメールアドレス:shoshika@pref.mie.jp